


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	内藤 峰雄		
件名	東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例 規則 部課 機関				
<p>1. 要旨</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の改正に伴い、条例において引用する、同法第2条第1項の号にずれが生じることから、整合を図るものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>別表第2の1の項中「第2条第1項第5号、第6号」を「第2条第1項第2号(ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を除く。)、第3号」に改める。</p> <p>※ 別表第2の1は、上北台駅周辺地区整備計画区域内の駅前商業地区において、風俗営業の一部を制限するものであるが、今回の改正により、制限の内容に変更が生じるものではない。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年6月23日から施行する。</p> <p>※風営法改正の施行日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>法改正と整合を図ることにより、地区計画の区域内における建築物に関する制限を適切に行うことが可能となり、これにより健全な都市環境の確保に資することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年6月24日 風営法の一部を改正する法律の公布 平成28年5月10日 都市計画審議会において審議済み 文書課において審査済み 					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成28年第2回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。